

解答場所の指定は、解答の順序に悩まなくともよいようにするための目安である。大きく余白が残っても、逆に多少超えても、差し支えない。

### 第1問（3分の1の配点、解答用紙オモテ上半分）

別紙のうち英文は、合理の原則における「3段階立証ルール」について、Amex米国最高裁判決の多数意見が説明したものである。同判決の多数意見と反対意見とが「市場画定」について対立したのは、結局は何に関する対立であったのか。この「3段階立証ルール」を参考として説明してください。

### 第2問（3分の1の配点、解答用紙オモテ下半分）

別紙のうち日本文は、王子ホールディングス（王子HD）が三菱製紙の株式を取得する計画について公取委が無条件のクリアランスをした理由を説明する文書（平成30年12月25日）のうち、「第5 アート紙」の記述である。

- (a) 「2 一定の取引分野」の(1)では検討対象市場から外された上質コート紙が、「3 競争の実質的制限についての検討」の(3)や(4)で重要な役割を果たしていることは、どのように理解すればよいか。説明してください。
- (b) 「3 競争の実質的制限についての検討」の「(4) 需要者からの競争圧力」のうち長方形で囲んだ部分の論理構造を説明してください。

### 第3問（3分の1の配点、解答用紙ウラ）

消費者庁長官は、日産自動車に対し、平成29年6月14日に、課徴金納付命令をし、その理由付けにおいて、

「日産自動車は、三菱自動車工業株式会社と共同して実施した燃料消費率に係る検証において本件6商品の各商品の燃費性能の根拠となる情報を十分に確認することなく前記1の課徴金対象行為をしていたことから、それぞれ、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。」

としていた。

消費者庁長官は、平成30年12月21日、「相当の注意を怠った」とは認められないとする行政不服審査会の答申の結論には相応の合理性があるとして、当該課徴金納付命令を取り消す裁決をした。

この争訟の舞台となった景表法上の問題の構造を、不当表示の違反要件、措置命令の要件、課徴金納付命令の要件、の相互関係を明らかにしながら、説明してください。

以上